

2019 12 月選抜 LS [1202]

受験番号

2019 年度春入学 甲南大学法科大学院

社会人特別選抜入学試験問題

専門論文試験

民事訴訟法・刑事訴訟法

(120分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は2ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は民事訴訟法、刑事訴訟法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 民事訴訟法

《第1問》

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

【事例1】

XはYに対して支払期限が経過した3000万円の貸金債権を有している。XはYに対して貸金返還請求の訴えを提起しようと考えているが、調査の結果、Yにはめぼしい財産としてZに対する2000万円の売買代金債権しかないことが明らかになった。

そこで、Xは2018年1月23日にYを相手取って、貸金債権3000万円のうち2000万円の支払いを求める訴えを提起した。

〔設問1〕

この訴えの訴訟物について説明しなさい。

【事例2】

（【事例1】に続くものとして）Xの訴え提起に対して、Yは現金3000万円を受領したことは認めたものの、これは借り受けたものではなく、以前、YがXに対して土地甲を売却した代金として受領したものであると反論し、かりにXの訴求債権が認められるならば、YがXに対して有する1500万円の請負代金債権を自働債権として相殺する旨主張した。

審理の結果、裁判所は、「①XのYに対する貸金債権は3000万円存在している。②YのXに対する請負代金債権は1200万円存在している。③相殺適状が認められ、Yは相殺の意思表示を行った。」との結論に達した。

〔設問2〕

この場合、裁判所はどのような判決を言い渡すべきか、またその判決が確定した場合、どのような判断に既判力が生じるのか、説明しなさい。

《第2問》

訴訟委任による訴訟代理人について、簡潔に説明しなさい。

専門論文試験 刑事訴訟法

《問題》

以下の各〔設問〕に答えなさい。なお、判例に従うものとします。

〔設問1〕

電話で欺して振込みをさせる「オレオレ詐欺」が行われていると疑われているマンションの一室について、捜査機関が隣室から音声集音器を使って24時間体制で室内の音を録音する捜査を行った。この捜査手法の適法性について説明しなさい。

〔設問2〕

医師の作成する診断書の証拠能力について説明しなさい。

〔設問3〕

検察官が殺人事件の凶器を証拠調べ請求する予定だが、被告人・弁護人は違法収集証拠として反対意見を述べる予定である。この場合に予想される証拠調べ手続の進行について簡潔に説明しなさい。